

2019年7月25日 全6頁

民間団体による情報銀行の認定がスタート

実効性を伴う認定は指針 ver2.0 以降から

政策調査部 研究員 亀井亜希子

[要約]

- 三井住友信託銀行株式会社及びフェリカポケットマーケティング株式会社(イオン子会社)が、2019年6月、民間企業で初めて、一般社団法人日本IT団体連盟から、情報銀行の運営計画がサービス開始に際し一定の水準を満たしているとの認定を受けた。ただ、この認定をもって、両社の情報銀行の開業に向けた準備が、他社と比べ大きくリードしていると評価することは必ずしもできないだろう。
- 理由は3点考えられる。第一に、情報銀行の開業に際し、日本IT団体連盟のような民間団体の認定を受けるかどうかは、企業の任意とされているからである。第二に、日本IT団体連盟による認定はマネジメントの実施状態に関するものであり、その認定の対象範囲は限定的であるからである。第三に、日本IT団体連盟による認定は、総務省・経済産業省の認定指針に基づき行われているが、今回は指針のver1.0に基づく認定であり、金融データの取扱いや個人情報の加工などに関する事項がそもそも審査や認定の範囲外だからである。
- 情報銀行の認定指針は、近日中にver2.0の公表が予定されており、それ以降はver2.0に基づき認定が行われることになる。指針ver2.0で新たに追加される見込みの10項目を見ると、情報銀行のサービス内容及びビジネスモデルの検討に影響をもたらす内容が多い。情報銀行の定義が拡大されることで、従来想定されていたよりも多くの民間企業にとって、情報銀行がビジネスの選択肢となる可能性が出てきた。
- 情報銀行の事業への参入を検討している銀行グループには、銀行法等の法規制の問題もある。この点は、2019年5月31日に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」において、顧客に関する情報の同意を得て第三者に提供する業務等を金融機関の業務に追加する旨が盛り込まれ、1年以内の施行を待つのみとなった。現状、銀行グループの情報銀行への取組みは横一線とみられるが、法律施行と同時に、どこの銀行グループが最初に開業するのか、動向が注目される。

日本 IT 団体連盟による 2 種類の認定

2019 年 6 月 26 日、情報銀行の民間認定機関である一般社団法人日本 IT 団体連盟は、「情報銀行」認定（第 1 弾）を決定したことを公表した。同連盟から、情報銀行の運営計画がサービス開始に際し一定の水準を満たしているとの認定を受けたのは、三井住友信託銀行株式会社の『データ信託』サービス（仮称）と、イオン系列であるフェリカポケットマーケティング株式会社の「地域振興プラットフォーム」（仮称）の 2 つである¹。日本 IT 団体連盟が行う認定制度は 2 種類ある。情報銀行の開業前に認定する「P 認定」と、開業後に認定する「通常認定」である²。今回の認定は 2 社とも P 認定である。

もともと、両社の情報銀行の開業に向けた準備が、他社と比べて大きくリードしていると評価することは必ずしもできないだろう。理由は 3 点考えられる。

第一に、情報銀行の開業に際し、日本 IT 団体連盟のような民間の認定団体の認定を受けるかどうかは、企業の任意とされているからである。

民間の認定団体による情報銀行の認定は、総務省・経済産業省が作成・公表した「情報信託機能の認定に係る指針」³（以下「認定指針」という）に基づき行われるが、認定制度は、情報銀行の一定の要件を満たした企業の社会的な認知度を高める目的から、あくまで任意の制度として創設されている。認定を取得するかどうかは、企業の判断に委ねられているため、今回始まった日本 IT 団体連盟による認定も、情報銀行への参入を検討している企業、あるいは参入済の企業の全てが、認定申請をしているわけではない。実際、電通系列の株式会社マイデータ・インテリジェンスが、認定団体による認定なしで、2018 年 11 月に情報銀行「MEY」のサービスを一部スタートしている（但し、現在は通常認定を申請中である）⁴。

総務省が 2017 年に行った調査によると、企業による個人情報の活用に関する不安は全般的に情報漏えい等のインシデントに対するものが多いとの結果があるため⁵、認定制度の創設は、情報管理に対する個人の不安を払拭するには一定の効果があるだろう。

なお、日本 IT 団体連盟の認定を取得することを優先するのであれば、P 認定を取得するよりも、情報銀行のサービス開始後に通常認定を取得するほうが、時間的な自由度が高い。P 認定を取得した場合は、遅くとも 1 年 5 か月以内にサービスを開始し、その後は、3 か月～半年を目途にマネジメントレビューとしての PDCA を一巡させ、その後「通常認定」を申請するという一

¹ 一般社団法人日本 IT 団体連盟ウェブサイト 新着情報 (2019. 06. 26) 「日本 IT 団体連盟、『情報銀行』認定（第 1 弾）を決定」

² 一般社団法人日本 IT 団体連盟ウェブサイト 「認定事業者一覧」

³ 経済産業省ウェブサイト 2018 年 6 月 26 日ニュースリリース（総務省同時発表）「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0 を取りまとめました」

⁴ 株式会社マイデータ・インテリジェンス ニュース「生活者がパーソナルデータを信託するマイデータ・バンク『MEY（ミー）』サービス開始」（2018 年 11 月 19 日）

⁵ 総務省「平成 29 年版 情報通信白書」（原出所：総務省「安心・安全なデータ流通・利活用に関する調査研究」（平成 29 年））

連の作業全てを原則として 2 年以内に完了させることが要求され、取得後に通常認定の申請までのスケジュール上の制約が課される⁶。これに対し、通常認定のみを取得する場合は、情報銀行を開業した後、マネジメントレビューとしての PDCA を一巡させた以降に申請し審査を受ければよい。また、認定指針 ver1.0 が規定している 4 つの認定基準のうち「情報セキュリティ等」は、関係する国際/国内標準規格⁷の認定取得が求められるため、通常業務に伴い既に認定を取得しリスク管理手法を既に確立している企業にとっては認定の取得にかかる負担は相対的に少なく済むと考えられる。

なお、現在の民間の認定団体は、日本 IT 団体連盟の 1 団体のみであるが、「認定制度の構築・運用に必要なことは、各認定団体において決定する」⁸とされているため、今後は、複数の認定団体が創設されることも想定されている。日本 IT 団体連盟による認定制度が、長期的にどの程度の実効力を持ち続けるかは、今後の情勢次第だろう。

第二に、日本 IT 団体連盟による認定はマネジメントの実施状態に関するものであり、その認定の対象範囲は限定的であるからである。

日本 IT 団体連盟の認定は、情報銀行の運営に係る『マネジメント』の実施状態』に対する認定である。具体的には「事業者の適格性」「情報セキュリティ等」「ガバナンス体制」「事業内容」の信頼性について審査を行い、P 認定は「予定している『情報銀行』の運営計画が、サービス開始可能な状態を満たしていること」⁹を示す。

日本 IT 団体連盟が初の情報銀行の認定を出したことが、マスコミに取り上げられ話題になったが、民間認定制度による認定は、情報銀行への事業者の参入競争を促す観点から、サービスの具体的内容やサービス品質、ビジネスモデルについては対象外としているため¹⁰、この認定をもって、情報銀行の開業準備が全て完璧に整ったかどうかの進捗を第三者が測ることはできない。

情報銀行を実際に開業するには、マネジメント体制の確立だけでなく、ビジネス面からの具体的な事業の中身を確定させる作業が必要である。今回、日本 IT 団体連盟から P 認定を受けた 2 社は、現時点で、両社とも情報銀行のサービス開始に関するプレスリリースを出していないため、対外的には他社と同様に「準備中」のステータスであることに変わりはない。ただし、開業日等の詳細は未公表であるが、開業までの今後のスケジュール感は、ある程度は窺い知るこ

⁶ 一般社団法人日本 IT 団体連盟「新たな認定申請対象の追加について」(2019 年 3 月 20 日)

⁷ プライバシー保護の枠組み及び原則に関する国際標準規格である ISO/IEC 29100 (及びそれに準拠した国内標準規格である JIS X 9250)、クラウドサービスのための情報セキュリティ管理策の実践の規範に関する国際標準規格である JIS Q 27017 (JIS Q27002)、情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際標準規格である ISO/IEC 27001 (及び JIS Q27001)、ISO/IEC 27002 (及び JIS Q27002) 等。

⁸ 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会取りまとめ (案)」(2019 年 6 月 19 日) 別添『情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0』(案)

⁹ 一般社団法人日本 IT 団体連盟「新たな認定申請対象の追加について」(2019 年 3 月 20 日)

¹⁰ 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」(平成 30 年 6 月)

とができる。前述したように、P認定取得から通常認定取得までは原則として最長2年間との有効期限があるため、通常認定申請のためのPDCAの一巡や通常認定の審査期間を考慮すると、P認定を取得してから遅くとも1年5か月後までに開業しなければならない¹¹。

その時間軸からすると、例えば、2019年度中の開業を目指していることを公に表明している三菱UFJ信託銀行¹²等、情報銀行のP認定を受けていない他の民間事業者の開業のほうが2社よりも先行する可能性は十分ある。

第三に、日本IT団体連盟による認定は、総務省・経済産業省の認定指針に基づき行われるが、今回はver1.0の内容に基づく認定であり、民間企業にとって実効性が乏しいからである。

日本IT団体連盟は、総務省・経済産業省の認定指針に基づき、情報銀行の認定をしている。当該指針は状況の変化に応じて見直しを行っていくことが前提となっているが、認定時、最新の認定指針はver1.0(2018年6月公表)であったことから、初の2社の認定は、ver1.0に基づき行われたことになる。

認定指針ver1.0では、情報銀行が取り扱う個人データのうち、健康・医療データを含む「要配慮個人情報」、「クレジットカード番号」及び「銀行口座番号」の金融データについて、取り扱う情報銀行を認定の対象外¹³とされていた。このため、情報銀行において、健康診断の結果や保健指導の内容等の健康データ¹⁴及び自行の金融データの取扱いを計画している三井住友信託銀行、イオングループの電子マネー「WAON」の決済データの取扱いが想定されるフェリカポケットマーケティングの2社ともに、そうした分野の個人情報を取り扱う上でのマネジメントが一定水準を満たしているかどうかは審査されていないことになる。なお、日本IT団体連盟のP認定を取得しないまま情報銀行を開業している企業は4社¹⁵あるが、いずれも「要配慮個人情報」「クレジットカード番号」「銀行口座番号」に関する個人データは取り扱っていない。

2019年6月19日に「情報信託機能の認定に係る指針ver2.0」(案)¹⁶が公表され、7月4日

¹¹ 一般社団法人日本IT団体連盟「新たな認定申請対象の追加について」(2019年3月20日)

¹² 日経×TECHウェブサイト「個人データ銀行を2019年度中に、三菱UFJ信託が正式発表」(2018年7月18日)

¹³ 健康・医療データに関しては、「本指針ver1.0では、要配慮個人情報等について、その他の個人情報と比べ、個人の意図に反して流通した場合の問題がより深刻であることに鑑み、これを扱う情報銀行を認定の対象外とし、その扱いについて継続して慎重に議論していくこととされた。」(出所：情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会(第10回) 参考資料10-3「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 健康・医療データワーキンググループ 開催要綱」(2019年3月15日開催))。また、金融データに関しては、「キャッシュレス化の進展により、決済等に関する新たな金融データの蓄積が見込まれ、金融分野における情報銀行の更なる展開が期待される」ため、ワーキンググループの設置により「金融分野における情報銀行のユースケース・課題等について更なる検討を行う」とされた(出所：情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 金融データWG(第1回)資料1-1「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会金融データワーキンググループ 開催要綱」(2018年9月20日開催))。

¹⁴ 「個人の健康情報をヘルスケア関連の企業に提供し、個人の健康管理プログラム等の開発に役立ててもらふことなどを想定しているもよう。」(出所：産経新聞ウェブサイト「三井住友信託、イオン子会社、情報銀行の認定第1号に」(2019年6月26日))

¹⁵ DataSign、NIPPON Platform、マイデータ・インテリジェンス、富士ファイルム(出所：亀井亜希子「[2019年度、情報銀行が本格開業へ](#)」(大和総研レポート2019年6月25日))

¹⁶ 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討

までの間に広く意見募集が行われたが、本稿執筆時点では、まだ最終的に確定した認定指針 ver2.0 の公表には至っていない。ver2.0 の公表以降は、それに基づき認定制度が運用されることになる。認定指針 ver2.0 の案によれば、情報銀行が取り扱う個人情報の範囲において「クレジットカード番号」「銀行口座番号」等の金融データが新たに追加されることになったことを含む計 10 項目¹⁷が追加となる見通しである。

10 項目のうち、特に民間事業者にとってサービス内容及びビジネスモデルの検討の観点で大きな影響がある項目は、「情報銀行における個人情報の加工」「複数者が共同で情報銀行事業を行う場合の認定」「データ倫理審査会」「提供先第三者からの『再提供』禁止に関する考え方」である。情報銀行への参入は大企業が取り組んでいることから、特に「複数者が共同で情報銀行事業を行う場合の認定」の追加は、自社グループ企業が保有する個人データを、顧客の同意を得たうえで自ら取り組む情報銀行に信託することを容易にし¹⁸、各社の情報銀行事業及び、情報銀行のデータ利活用に伴う事業化検討を大きく後押しするものである。情報銀行への参入を表明している銀行及び信託銀行グループ¹⁹は、グループ全体の経営戦略においてデジタルイノベーションをグループ内の横断戦略と位置付けていることから、銀行または信託銀行による情報銀行事業を通じたグループ全体でのシナジー効果の創出が期待される。「情報銀行における個人情報の加工」の追加は、信用スコアの作成及び社外への提供、情報銀行の顧客企業へのコンサルティングサービスの提供に係る。また、情報銀行の事業に際し社外の専門家²⁰による「データ倫理審査会」の設定が可能になったことは、情報銀行の個人データの信託・管理に係る手続き上のリスク軽減につながるだろう。「提供先第三者からの『再提供』禁止に関する考え方」では、再提供にあたらぬケースが具体的に示されることで、情報銀行、個人データを利活用しようとする企業の双方のデータ利活用ビジネスにおける役割分担が明確化された。

情報銀行に参入しようとしている企業の大半が、金融データの取扱い、個人情報の加工、複数者による共同運営等を計画している以上、日本 IT 団体連盟の認定が、民間団体による認定として実効力をもつのは、認定指針の ver2.0 が公表された以降といえよう。

会 取りまとめ (案) (2019 年 6 月 19 日) 別添 「『情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0』 (案)」

¹⁷ 「情報銀行の定義・考え方」「未成年等の制限行為能力者が情報銀行を利用する場合」「情報銀行における個人情報の加工」「行政機関/独立行政法人等の認定について」「複数者が共同で情報銀行事業を行う場合の認定」「提供先第三者の選定」「認定の対象とする個人情報の範囲」「情報銀行に関する透明性の確保」「データ倫理審査会」「提供先第三者からの『再提供』禁止に関する考え方」(出所：情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 取りまとめ (案)」(2019 年 6 月 19 日) 及び別添 「『情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0』 (案)」)

¹⁸ 「共同で事業を行う個人情報取扱事業者の間で個人情報の授受 (共同して取得した者の間の授受または取得した者から他の者への受け渡し) がある場合には、個人情報保護法上の共同利用として整理することも考えられる。この場合、当然ながら、共同利用に関し法律上求められる事項について、情報銀行は適切に対応することが必要である。」(出所：情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 取りまとめ (案)」(2019 年 6 月 19 日))

¹⁹ 三菱 UFJ 信託銀行 (三菱 UFJ フィナンシャル・グループ)、三井住友銀行 (三井住友フィナンシャルグループ)、みずほ銀行 (みずほフィナンシャルグループ)、三井住友信託銀行 (三井住友トラスト・グループ)

²⁰ 「構成員の例：エンジニア、セキュリティ専門家、法律実務家、データ倫理専門家、消費者等」(出所：情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 取りまとめ (案)」(2019 年 6 月 19 日) 及び別添 「『情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0』 (案)」)

情報銀行の開業に向けて

大企業がこぞって情報銀行への参入を目指すのは、自社ビジネスに伴う個人データを長期に蓄積しており、その利活用の許諾をとり、情報銀行にアップロードすることで、事業の立ち上げ期において圧倒的な優位性が見込めるからである。自社の大量の個人データを呼び水として、情報銀行の運営を通じて様々な種類の異業種の個人データを収集し、データ同士を紐づけることで、事業を軌道に乗せることができる。ただし、情報銀行が個人情報の管理・活用を行うには情報セキュリティをはじめとした厳格な組織基準が必要となる。その解決策の1つが、民間団体による認定であるといえる。

しかし、情報銀行事業への参入障壁となっているのは、情報銀行のサービスの具体的内容やサービス品質、ビジネスモデル等、事業の中身に係る方針や法規制が未確定であることの要因が大きい。これは、日本 IT 団体連盟の認定を取得した2社も同様である。

特に金融機関にとっては、上述してきた事情のほか、銀行等の業務範囲に関する法規制の問題もある。この点は、2019年5月31日に「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」²¹の成立によって対応された。

同法律は、暗号資産に関する規制の整備など広範な内容を含むものであるが、銀行法等の各法律²²の改正によって、金融機関の本業の付随業務に、新規に「顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該銀行の保有する情報を第三者に提供する業務であって、当該銀行の営む銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資するもの」が追加となったことで、金融機関は「情報銀行」の事業を担うことが可能となった。同法律は、法律が成立した日から1年を超えない範囲内で施行となる。

実際に個人データを販売する際の価格帯や、個人データの提供に同意する個人への対価の相場等の検討課題も依然として残っている。現状、銀行グループの情報銀行への取組みは横一線とみられるが、法律施行と同時に、どこの銀行グループが最初に開業するのか、動向が注目される。

以上

²¹ 金融庁ウェブサイト「第198回国会における金融庁関連法律案」

²² 農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、銀行法、保険業法及び農林中央金庫法。なお、金融証券取引法も同様の改正がなされており、金融商品取引業者の付随業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供することその他保有する情報を第三者に提供することであって、本業の高度化又は利用者の利便の向上に資するものが追加された。